

第五次和光市総合振興計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 趣 旨

第五次和光市総合振興計画の策定に向け、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した事業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

- (1) 事業名 第五次和光市総合振興計画策定支援業務
- (2) 内 容 第五次和光市総合振興計画の策定にあたり、専門的な見地を活かして計画策定に先立つ調査から策定に至るまでのプロセスを包括的に支援するもの。

3 履行期間

契約締結日～平成33年3月31日（平成31年度、平成32年度の2ヵ年度）

4 参加資格

プロポーザル選考に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）第2条第1項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。
- (2) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）第3条第1項の規定により入札から除外されている者でないこと。
- (3) 主要取引先からの取引停止の事実がある等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。
- (5) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

5 スケジュール

本プロポーザルによる事業者選定までのスケジュールは、次の通りとする。（なお、都合により変更する場合がある。）

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 平成31年2月26日（火） |
| (2) 質問書の受付期限 | 平成31年3月 1日（金）午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 平成31年3月 7日（木） |
| (4) 参加申込書・企画提案書等の提出期限 | 平成31年3月14日（木）午後5時まで |
| (5) 一次審査（書類審査）結果通知 | 平成31年3月20日（水） |
| (6) 二次審査 | 平成31年3月27日（水） |
| (7) 結果通知 | 平成31年3月下旬 |

(8) 契約締結

平成31年4月上旬

※提案事業者が3者以下の場合は一次審査を省略する。

6 提案課題

提案事業者は、第五次和光市総合振興計画策定方針に基づき、自己の実績や経験を踏まえ、提案書に記載する。

7 審査及び業者選定

(1) 提案事業者の審査について

- ① プロポーザルにおいて、提出書類の内容及びプレゼンテーションによる補足説明と提案内容に係る見積額を評価し、最も適した提案を選定し、所要の手続きを経て事業者を決定する。
- ② 事業者選定に係る審査は、和光市総合振興計画策定支援業務委託業者審査会が別に定める評価基準により行う。

(2) 入選者の決定

審査会は、プレゼンテーション及び企画提案書、見積書等の総合評価を行い、本事業に最も適した事業者1者を決定する。

(3) 結果の通知

審査結果は、すべての提案事業者に文書で通知する。また、審査経過については、いかなる問合せにも応じない。

8 契約の締結

(1) 委託業務名

第五次和光市総合振興計画策定支援業務

(2) 契約手続き

和光市長は、審査により決定された事業者と業務委託契約の手続きを行う。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。なお、事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する場合、又は和光市から指名停止を受けることとなった場合は、契約の締結を行わない。

(3) 委託料

平成31年度、平成32年度の2ヵ年で、19,376,000円（税込）以内とする。なお、その年度別の内訳は、平成31年度が10,485,000円（税込）、平成32年度が8,891,000円（税込）以内である。

(4) 委託内容

別紙「第五次和光市総合振興計画策定支援業務仕様書（案）」を基本とし、本プロポーザルにおける提案事業者の提案内容を反映したものとする。事業者候補者決定後に市と事業者候補者とで提案内容に基づき協議を行い、仕様書（委託内容）を確定させることとする。必ずしも提案通りの内容で実施できるとは限らないが、提案した内容については委託内容に盛り込まれるものとして実行可能性を十分に検証したうえで提案を行うこと。

9 参加手続及び提出書類

(1) 参加申込書・企画提案書等の提出について

① 提出書類

- イ 参加申込書（様式 1）
- ロ 会社概要書（様式 2）
- ハ 業務実績調書（様式 3）
- ニ 配置予定者調書（様式 4、5）
- ホ 企画提案書（様式 6）
- ヘ 見積書

② 提出部数

紙による提出

- ・ 正本 1 部（社印及び代表者印を捺印すること）
- ・ 副本 7 部（捺印不要）

③ 提出期限

平成 31 年 3 月 14 日（木）午後 5 時まで（郵送の場合は当日消印有効）

④ 提出場所

和光市企画部政策課企画調整担当

〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1－5

電話：048-424-1111（内線 2327） FAX：048-464-8822

E-mail：a0200@city.wako.lg.jp

⑤ 企画提案書等の返却

すべての提出書類の返却は行わない。

(2) 作成要領

① 企画提案書

イ 以下の項目を提案すること。

- 1 本業務を実施するにあたっての基本的な考え方
- 2 和光市の現状についての認識
- 3 基礎調査や市民意識調査の実施方法
- 4 市民参加の企画内容と提案業者の関わり方
- 5 職員参加の企画内容と提案業者の関わり方
- 6 総合振興計画素案の作成に向けた進め方や工夫
- 7 市民の共感が得られる周知方法
- 8 本業務を行うにあたっての業務体制
- 9 業務スケジュール
- 10 その他

ロ 様式は任意とする。

ハ 提案書のページ数等の制限は行わないが、提案内容が具体的に分かるよう簡潔明瞭なものとする。

② 見積書

提案事業者の提案を実現するためのすべての経費を計上した見積書を作成すること。
提案事業者の提案に付随して、当初予定していなかった経費支出を本市が行うことは困難であるため留意すること。

なお、本業務委託料のほか、総合振興計画審議会の委員報酬、旅費、保育謝礼については本市で経費負担する予定である。

見積書の様式は自由であるが、経費積算が明らかとなるようにしたうえで、消費税等込みの金額を記載の上、提出すること。

10 質疑応答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、以下により質疑を行うこと。なお、提出期限後の質問については、受付けないものとする。

(1) 提出方法

質疑がある場合は、質問書（様式7）を対応窓口あてに電子メールで送信すること。

なお、タイトルを「和光市総合振興計画策定業務について（貴社名）」とすること。

(2) 提出期限

平成31年3月1日（金）午後5時受信分まで

(3) 回答方法

ホームページにて公開します。

(4) 回答日

平成31年3月7日（木）

11 プレゼンテーション

企画提案書の内容を具体的に説明する場として、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 期 日

平成31年3月27日（水）午前9時30分から

※各社の実施時間については、一次審査結果通知と併せて通知する。

(2) 場 所

和光市役所3階 庁議室

(3) 内 容

① プレゼンテーションの時間は準備及び片付けを含め40分以内とする（準備5分、説明20分、質疑応答10分、片付け5分）。

② 提案事業者からのプレゼンテーションの参加者は、3人以内とする。

③ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案事業者側で機器を用意すること。

④ 当日の説明資料がある場合は、7部用意すること。

⑤ あいさつ、会社紹介等も説明時間に含める。

12 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

(1) 提出期限に遅れたもの

- (2) 本要領の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明確なもの
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと審査者が認める場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る費用は提案事業者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (4) 事業者決定後、審査会は、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。さらに、審査会では選考された企画提案書を元に仕様書を作成できるものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、第五次和光市総合振興計画策定業務受託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (6) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (7) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

1 4 対応窓口

郵便番号 〒351-0192

住 所 埼玉県和光市広沢 1－5

所 属 和光市企画部政策課企画調整担当

担 当 山本・林

電 話 048－464－1111（内線 2327）

F A X 048－464－8822

E-mail a0200@city.wako.lg.jp